主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

抗告代理人和田和一郎の抗告理由について。

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴法四一九 条ノ二に定められている抗告のみが右の場合に当る。ところで、<u>本件抗告は、原決</u> 定が憲法三二条、七六条三項に違反し、民訴法六四八条の規定が憲法三二条に違反 すると主張するに帰するが、民訴法六四八条の規定は強制競売手続における利害関 係人の範囲を定めた規定にすぎないから、抗告人が同条所定の利害関係人に該当し ないとした原決定および同条の規定は、憲法三二条所定の裁判を受ける権利がある かどうかとはなんら関係がなく、原決定の成立に関与した裁判官がことさらに良心 に反して原決定をしたことは認められない。したがつて、所論違憲の主張は、すべ て前提を欠くに帰し、本件抗告は民訴法四一九条ノ二所定の場合に当らないと認め られるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべきも のとし、主文のとおり決定する。

昭和三九年一月二八日

最高裁判所第三小法廷

磐	堅	鬼 上	五	裁判長裁判官
_	修	坂	石	裁判官
俊	正	田	横	裁判官
六	語	原	柏	裁判官